

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 告 示

ページ

## 告 示

○宮城県告示第十八号

○宮城県公報第二〇七一号中

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正  
正 誤

○指定管理者の指定  
選挙管理委員会

○開発行為に関する工事の完了

○認定食品の認証

○認定食品の認証  
（消費生活・文化課）  
（共同参画社会推進課）○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出  
（二件）  
（障害福祉課）○指定管理者の指定  
（国際経済課）○認定食品の認証  
（食産業振興課）○宮営土地改良事業の換地処分  
（農村整備課）○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立  
（水産業振興課）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（都市計画課）○都市計画変更の図書の写しの縦覧（三件）  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（同）

平成二十二年一月十二日

告示する。

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

○宮城県告示第二十号

四 申請のあった年月日 平成二十一年十二月十七日

○宮城県告示第二十号

一 公の施設の名称 宮城県慶長遣欧使節船協会

二 指定した団体の名称及び所在地 財団法人慶長遣欧使節船協会

三 指定期間 石巻市渡波字大森三十番地の二

平成二十二年一月十二日

○宮城県告示第十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

代表者の氏名 本多 正久

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区桂三丁目十五番地の五

三 定款に記載された目的 この法人は、医療従事者、救急業務関係者、一般市民等に対して心肺蘇生法及び外傷初期診療に関連する医療技術、知識等（以下「心肺蘇生法等」という）の普及、心肺蘇生法等にかかわる情報提供、相談・支援に関する事業を行うことにより心肺蘇生及び外傷初期診療技術の向上をはかり、生命危機に陥った市民の救命、社会復帰に寄与することを目的とする。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

告示する。

事業所番号	〇四一五三〇〇四五	設置者名	特定非営利活動法人シャロームの会	事業所の名称及び所在地	特定非営利活動法人シャロームの会 アトリエぶどうの木 仙台市若林区新寺二丁目三十四・一〇二	変更年月日	平成二十一年十二月一日
	変更後		特定非営利活動法人シャロームの会 アトリエぶどうの木 仙台市若林区新寺二丁目三・一・四〇一				

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一一五〇〇三八二	設置者名	特定非営利活動法人くもりのち晴れ	事業所の名称及び所在地	特定非営利活動法人くもりのち晴れ 仙台市古川七日町七・八	変更年月日	平成二十一年十一月一日
	変更後		特定非営利活動法人くもりのち晴れ 仙台市古川七日町十一				

○宮城県告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十二年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

みやぎ産業交流センター

二 指定した団体の名称等

1 名称

夢メッセみやぎ管理運営共同事業体

2 構成員の名称及び所在地

財団法人みやぎ産業交流センター 仙台市宮城野区港三丁目一番七号

同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号仙台第一生命タワービルディング

株式会社河北新報社 仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号

株式会社仙台放送 仙台市青葉区上杉五丁目八番三十三号

東北放送株式会社 仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号

三 指定期間

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十三号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十二年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
七十三	凍り豆腐	いわでやま農業協同組合 代表理事組合長 家孝雄 氏	岩出山凍豆腐生産協同組合	大崎市岩出山字通丁二二四・三

二 認証年月日

平成二十一年十二月二十八日

○宮城県告示第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十二年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

北赤井地区

二 処分の年月日

平成二十二年一月六日

○宮城県告示第二十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、松島町加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十二年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二十六号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 野村地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十九号

大崎市から古川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

古川都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
黒川郡大和町落合舞野字石田東三十三番一、三十四番一、六十九番、七十番一、七十番二及び七十一番三並びに三十三番三、三十四番三、三十五番一、三十五番三及び六十八番の各一部、同字庚申二番一、四番一及び五番一並びに一番及び六番の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都千代田区二番町八番地八  
株式会社セブン・イレブン・ジャパン

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり  
 指定管理者を指定した。

平成二十二年一月十二日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 公の施設の名称

宮城県婦人会館

二 指定した団体の名称及び所在地

財団法人みやぎ婦人会館

仙台市青葉区錦町一丁目一番二十号

三 指定期間

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第一号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のよう  
 に改正する。

平成二十二年一月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

大郷町大松沢体育館の項を削る。

大郷町高齢者コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

フラップ大郷二一 同 郡同 町中村字北浦五八番地の一

**正 誤**

○宮城県公報第二〇七二号（平成二十一年七月三日付け）中

ページ 段 行

四 上 二二二

栗原市栗駒（国有林。次の図に示  
 す部分に限る。）

正

栗駒市栗駒（国有林。次の図に示  
 す部分に限る。）

誤